

# 令和2年度 別府市保育料について（案）

## ● 1号・2号認定の子どもについて

幼児教育・保育無償化に伴い、保育料が無料となりました。

## ● 3号認定の子どもについて

保育料は下記の料金表のとおりです。

幼児教育・保育無償化に伴い、市町村民税非課税世帯の保育料が無料となりました。

### 令和元年10月以降の保育料（3号認定）

階層区分		保育料（月額）			
		一般世帯		要保護世帯	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額の 合算額48,600円未満	12,200 (6,100)	11,200 (5,600)	6,100 (0)	5,600 (0)
	市町村民税所得割課税額の 合算額77,101円未満	21,400 (10,700)	20,400 (10,200)	9,000 (0)	9,000 (0)
D 1	市町村民税所得割課税額の 合算額77,101円未満	21,400 (10,700)	20,400 (10,200)	21,400 (10,700)	20,400 (10,200)
	市町村民税所得割課税額の 合算額97,000円未満	32,800 (16,400)	31,800 (15,900)	32,800 (16,400)	31,800 (15,900)
D 2	市町村民税所得割課税額の 合算額169,000円未満	45,000 (22,500)	44,000 (22,000)	45,000 (22,500)	44,000 (22,000)
D 3	市町村民税所得割課税額の 合算額301,000円未満	53,800 (26,900)	52,800 (26,400)	53,800 (26,900)	52,800 (26,400)
D 4	市町村民税所得割課税額の 301,000円以上				

※市町村民税所得割額とは、市町村民税の所得割額のうち住宅借入金等特別控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税控除・寄付金税額控除がある場合は、これらの控除額を除いた額となります。

※要保護世帯等とは、ひとり親世帯、同一世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉保健手帳・特別児童扶養手当・障害基礎年金等を受けているかたが同居している世帯をいいます。

### ◎保育料の算定について

- ①保育料の認定区分は4月1日時点の満年齢で認定します。年度の途中で誕生日を迎えると、3号から2号認定に切り替わりますが、当該年度は3号認定の保育料となります。
- ②保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額の合算額によって、階層区分を決定します。祖父母等と同居している場合は、祖父母等の市町村民税所得割額により階層区分を決定する場合があります。
- ③保育料の算定の切り替え時期は9月です。4月～8月分は前年度の市町村民税所得割課税額で算定し、9月～3月分は当該年度の市町村民税所得割課税額で判定します。  
※市町村民税の未申告や課税証明書等の提出がない等により市町村民税所得割額が確認できない場合は、一番高い階層（D4）で保育料を仮決定します。

### ◎保育料の負担軽減について

#### 1 多子世帯の負担軽減について

下記の条件に該当する世帯については、保育料が軽減されます。

- ①同一世帯から同時に2人以上の就学前子どもが下記の施設に入所している又はサービスを利用している場合は、2人目の子どもは半額、3人目以降の子どもは無料です。

（施設一覧） 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、地域型保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

- ②保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額の合算が57,700円未満の世帯については、生計を一にする最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ③要保護世帯等のうち、保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額の合算が77,101円未満の世帯については、生計を一にする最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※上記②、③に該当する場合は、①の施設入所やサービス利用の条件は必要ありません。

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、別居している場合であっても常に生活費、学資金等の送金が行われている場合等は多子計算の対象となります。（要相談）

#### 2 要保護世帯等の負担軽減について

要保護世帯等のうち、市町村民税所得割額77,101円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）の世帯については、第1子半額（半額が限度額 9,000円を超える場合は、その限度額）、第2子以降無料となります。

#### 3 大分にこにこ保育支援事業による負担軽減について

大分にこにこ保育支援事業は大分県独自の補助事業として多子世帯の負担を軽減する制度です。令和元年10月より4月1日時点の年齢が3歳未満（3号認定）で戸籍上の第2子以降の子どもは保育料が無料となります。大分にこにこ保育支援事業にて軽減された金額は、市と県が1/2ずつ負担しています。